

報道関係者各位

山形県防災くらし安心部長

東京電力ホールディングス(株)に対する原発事故損害賠償請求 (第十二次請求)について

県は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一、第二原子力発電所事故に係る放射線対策及び避難者支援等に要した令和4年度分の経費等について、本日、東京電力に対して損害賠償請求を行いましたのでお知らせします。

1 請求の考え方

東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による放射性物質の影響等は、県民生活及び県内の企業活動並びに福島県民の生活に大きな影響を与え、その対策のため特別な財政支出を余儀なくされたことから、原因者である東京電力に対して、放射線対策及び避難者支援等に要した経費を請求するものです。

2 請求額

37,510,663円 ※詳細は別紙のとおり。

<参考>

県の損害賠償請求・合意状況（今回請求後）

（単位：円）

区分 (支出年度)	請求額	受領済額	賠償 割合	差 額	備 考
第一次(H22・23)	548,022,336	502,715,048	91.7%	45,307,288	ADR 和解(H28.7.4)
第二次(H24)	186,059,044	151,792,522	81.6%	34,266,522	ADR 和解(R3.1.5)
第三次(H25)	121,412,463	94,148,685	77.5%	27,263,778	ADR 和解(R4.1.7)
第四次(H26)	242,244,626	84,656,559	34.9%	157,588,067	同 上
第五次(H27)	194,696,932	64,400,023	33.1%	130,296,909	ADR 和解(R4.3.11)
第六次(H28)	120,591,272	58,842,326	48.8%	61,748,946	同 上
第七次(H29)	116,279,036	58,678,140	50.5%	57,600,896	ADR 和解(R5.8.1)
第八次(H30)	110,188,422	52,438,419	47.6%	57,750,003	ADR 申立(R5.8.9)
第九次(R1)	112,448,441	—	—	—	R3.2.10 請求書提出
第十次(R2)	32,170,453	—	—	—	R4.3.24 請求書提出
第十一次(R3)	30,937,754	—	—	—	R4.12.23 請求書提出
第十二次(R4)	37,510,663	—	—	—	今回請求
合計	1,852,561,442	1,067,671,722	—	784,889,720	

※1 ADR：原子力損害賠償紛争解決センター

※2 第十次請求から、ADR 和解状況を踏まえ、復興・避難者支援室職員給与費等は請求しないこととした。また、R元年度で牛の全頭検査が終了したことに伴い、同事業関連の人件費や測定費が皆減した。

【問い合わせ先】

防災危機管理課
復興・避難者支援室 中川
電話 023-630-3164

【報道監】

防災くらし安心部次長(兼)
危機管理広報監 柴崎

[別 紙]

損害賠償請求の内訳

1	<u>人件費等</u>	<u>1,063,633円</u>
	〈主な内容〉	
	・ 災害応急作業にあたる警察職員の特殊勤務手当	
	・ 職員時間外勤務手当（放射線対策等）	
2	<u>放射線対策経費</u>	<u>14,985,179円</u>
	(1) 放射線等測定関係経費（14,846,338円）	
	〈主な内容〉	
	・ ゲルマニウム半導体検出器冷却システムの更新	
	・ 特用林産物、学校給食などの放射性物質検査	
	・ 排水等の放射性物質濃度の検査	
	(2) その他（138,841円）	
	〈主な内容〉	
	・ 放射線対策に係る職員の事務経費	
3	<u>避難者支援対策経費</u>	<u>21,461,851円</u>
	〈主な内容〉	
	・ 避難児童に係る保育所運営費	
	・ 避難児童受入れ小学校への教員加配	
	<u>合 計</u>	<u>37,510,663円</u>

※災害救助法に基づく求償対象支出、国庫支出金等は請求額から除外。